

平成 30 年度 第 6 回 政策決定会議 会議録③

- ◆開催日時:平成 30 年 10 月 29 日(月) 10:03~10:12
- ◆開催場所:市長公室
- ◆出席委員:永野市長、小山副市長、土佐副市長、樋口教育長

◆審議事項

- ・生産緑地地区の面積要件及び指定基準の見直しについて……………都市計画課⇒承認

◆審議概要

『生産緑地地区の面積要件及び指定基準の見直しについて』

〈説明者〉大井まちづくり推進部長、山田都市計画課長、藤井参事、中島主査
大西魅力創造部長、吉田農林水産課長、濱参事

◎説明者から、案件及び政策調整会議における議論の内容を説明し、政策調整会議にて本件原案のとおり承認された旨、報告。

※案件内容は付議依頼書に基づき説明。政策調整会議における議論内容は、以下のとおり説明。

【政策調整会議における議論内容】

- ① パブリックコメントを実施するにあたり、生産緑地及び宅地化農地の所有者に、今後の周知もかねて、個別に案内文の送付を検討していることを確認。
- ② 「生産緑地地区の指定に関する基準(追加指定に係る基準)」は市独自の基準であり、面積要件等異なる点はあるが、変更案については、近隣市と同程度の基準になることを確認。

◎説明後、質疑応答

〈市長〉今まで本市の基準は、国の基準より厳しいものであったということか。

〈藤井参事〉当初指定については、国と同基準であった。その後、追加指定を認めないという考え方があったが、平成 13 年に追加指定を認めることとし、指定基準を策定した。その際に、本市のまちづくりの視点を加えて少し厳しい基準を定めた。

〈市長〉今回の見直しでは、国の基準と同程度になるということか。

〈藤井参事〉面積要件について同程度にはなるが、本市として高度利用・有効利用を促進する地域については、引き続き指定しない地域とすることになる。

〈市長〉近隣市町と比較した場合、同程度の基準になるか。

〈藤井参事〉そうである。

〈土佐副市長〉本案件について、原案のとおり承認してよいか。

【異議なし】

⇒本件を原案のとおり承認する。

平成 30 年9月 25 日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 まちづくり推進部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	生産緑地地区の面積要件及び指定基準の見直しについて
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	生産緑地法が改正され、これまで 500 m ² 以上とする生産緑地地区の規模を 300 m ² 以上 500 m ² 未満の範囲で条例で定めることができることになりました。この法改正を受けて生産緑地の機能等を再整理し、策定しました面積要件を緩和する条例案及び「生産緑地地区の指定及び指定しない地域・地区の基準」(H13.4.1 策定)の見直し案について、ご審議願うもの。
説明者	まちづくり推進部 部長 大井 伸一 都市計画課 課長 山田 俊晴 都市計画課 参事 藤井 恵賀 都市計画課 主査 中島 広二 魅力創造部 部長 大西 吉之助 農林水産課 課長 吉田 政裕 農業委員会事務局 参事 濱 哲生
付議事項の概要	様式別紙に記載

付議会議	平成30年度 第6回会議
付議事項	生産緑地地区の面積要件及び指定基準の見直しについて

★取組の目的

対象	都市農地(市街化区域内農地)
どのような状態を目指す	生産緑地法の一部改正(H29.6)により、生産緑地地区の面積要件500㎡について、市町村が条例で300㎡まで引き下げることができることとされた。これを踏まえ、本市において生産緑地地区の区域の規模に関する条件を引き下げる条例を制定、及び「生産緑地地区の指定及び指定しない地域・地区の基準」(H13.4.1)を見直しを行い、都市農地が有する緑地機能、防災機能等の多面的な機能の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを旨とする。

★総合計画上の位置付け

103010401	基本目標	I-3 暮らしの安全性・快適性を高める
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(1)健康的で快適な暮らしができています
	目指す成果	④良好な住環境が維持・改善されている
	行政の役割	ア 計画的で適正な土地利用や都市施設の配置を誘導する

★現状と課題

○ 生産緑地地区を都市計画に定めるには、当初指定の場合は法により一団で500㎡以上の区域、追加指定の場合は市独自基準により一団で1,000㎡以上の区域とする規模要件が設けられており、要件を満たさない小規模な農地は、農地所有者に営農意思があっても、保全対象とされていない。

○ 公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部が廃止となった場合に、残された面積が規模要件(500㎡)を下回ると、生産緑地地区全体が廃止されてしまう(道連れ廃止)。

【都市農地の減少により低下する機能】
農産物供給、環境保全(生態系、気温、雨水浸透)、防災(身近な避難場所)、レクリエーション(農業体験等)、景観保全

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項	決算(見込額)		予算額	見込額				
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
条例及び指定基準見直し案の検討 【平成29年6月～平成31年3月末】								
新規・追加指定の受付、審査、指定 【平成31年4月～】								
特定生産緑地の指定同意書受付、審査、指定 【平成31年4月～】								
財源内訳	国費							
	府費							
	起債							
	一般財源							
	その他							
事業費	計			H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
			0	0	0	0	0	0

★当該事項に関連する人員増の必要性*

人員増の必要性	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
有	(1)	0	0	0	0

★取組の効果を表す指標

指標名	単位	H28年度	H29年度	H30年度	目標値				
					H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
①									
②									

※事業費及び人員を確約するものではない。